

平成29年10月22日執行

第48回衆議院議員総選挙

(第24回最高裁判所裁判官国民審査)

甲賀市議会議員一般選挙

開票事務テキスト

甲賀市選挙管理委員会

目 次

1. 開票区 開票日時など	1
2. 開票管理者（選挙長）と職務代理者	2
3. 開票（選挙）立会人	2
4. 開票前の業務について	2
5. 開票事務従事者の注意事項	4
6. 投票箱等の受理・確認	4
7. 投票箱及びかぎの点検	4
8. 開票の宣言（開票管理者（選挙長））	4
9. 投票箱を開く	5
10. 票の収集	5
11. 各系の業務	6
総括指揮	6
開票係	6
移動係	7
分類係	7
点検係	9
審査係	10
計算係	10
集計係	10
記録係	11
広報速報係	11
庶務係	11
12. 開票の終了	12
【資料】 参考（有効、無効）	13
開票職員一覧	15
駐車場	16
受付配置図	17
投票録確認表	18
投票録の記載例	19
投票状況速報用紙記載例	22
投票用紙等残数報告書記載例	23
開票所配置図	24
候補者名	26

1. 開票区 甲賀市全域

○開票日時など

開 票 日 時	平成29年10月22日(日)午後9時30分から 終了目標 午前2時30分 (衆小 23:30 衆比 01:30 国審 02:30 市議 24:00)
開 票 場 所	甲南情報交流センター(忍の里プララ) 住所: 甲南町竜法師600番地
開 票 所 連 絡 先	・臨時電話 ・甲南情報交流センター事務所(86-1046)
従 事 者 集 合 時 刻	午後7時30分集合
投 票 用 紙 の 色	小選挙区・・・ピンク色の用紙に黒色のインクで印刷 比例代表・・・薄い青色の用紙に赤色のインクで印刷 国民審査・・・うぐいす色の用紙に黒インクで印刷 市議選挙・・・白紙の用紙に黒インクで印刷
開 票 事 務 の 服 装	◎動きやすい服装で結構です。 ◎名札必ず着用願います。
開票職員の駐車場	情報交流センターの1番下の段 および(別紙) ※情報交流センター上段の駐車場は投票箱送致に使用し ます。
受 付	情報交流センター 1階玄関ホール(ホワイエ) 開票のみの事務従事者は、出席名簿にチェック及び参集 時刻を記入ください。

2. 開票管理者（選挙長）と職務代理者

- (1) 開票管理者（選挙長）は、開票事務の最高責任者であって、投票の有効・無効を正しく決定したり、開票事務が公正かつ迅速に処理されているかどうか、開票所内の秩序が保たれているかどうか等、開票事務のすべてについて、常に注意しなければならない。（法61条）
- (2) 職務代理者は、開票管理者（選挙長）に事故があったり、欠けたときに代わってその職務を行う。（令67条1・2・6項）

3. 開票（選挙）立会人

- (1) 開票（選挙）立会人は、小選挙区と比例代表それぞれ3人から10人までで、候補者、政党等から届出のあった者が11人以上となったときは、先ずくじで10人を定める。更にその中に同一の政党または政治団体に所属する候補者からの届出にかかる者が3人以上あるときは、それぞれの中からくじで2人を定める。（市議選も同様）（法62条）
- (2) 候補者等の届出にかかる開票（選挙）立会人が3人に達しないときは選挙管理委員会が、その後3人に達しなくなったときは開票管理者（選挙長）が、3人に達するまでの開票（選挙）立会人を補充選任しなければならない。（法62条8項）
- (3) 開票（選挙）立会人は、投票管理者（選挙長）から送られてきた投票箱とかぎに異常がないか点検するとき立ち会う。
- (4) 投票箱を開けるときの立ち会う。（法66条）
- (5) 開票（選挙）立会人は、投票の効力の決定等にして自己の意見を述べるができるが、最終の決定権は開票管理者（選挙長）にあるので、開票管理者（選挙長）が決定した以上は、これに従わなければならない。（法67条）
- (6) 開票（選挙）立会人は、開票録（選挙録）に署名する（法70条）
- (7) 開票（選挙）立会人は、点検済の投票の包みに封印する。（令76条1項）

4. 開票前の業務について

(1) 投票箱等の受領・かぎの封筒の確認（担当：開票係1・2・3 分類係 ※14人）

- ① 投票箱は小選挙区・比例代表・国民審査は控え室に、市議選は廊下に分けて、投票所順に並べること。（配置図別紙）
- ② それぞれの投票箱の上に、かぎの封筒（小選挙区・比例代表・国民審査・市議選）をおくこと。（スペース的に無理な場合は、2段に積むこと）
- ③ 封筒の表側には署名、裏側には封印のもれがないか確認すること。

(2) 投票録の審査 (担当：審査係・点検係(兼務含) ※26人)

・必要書類等：投票状況速報用紙・投票用紙等残数報告書

・二人一組で次の確認作業を行うこと

・投票録4個(市議選、小選挙区、比例代表、国民審査) ※第28投票所は在外投票録あり

① 投票の状況について、事務主任が封筒に入れて持参する投票状況速報用紙(別紙記載例1)と投票用紙等残数報告書(別紙記載例2)からその数値を確認すること。

② 代理投票があった場合、代理投票の用紙が付いているか確認すること。

③ 署名、捨印(甲乙とも)・割印を確認

(甲(1枚目)捨印1箇所、乙(2枚目)捨印1箇所、割印(1枚目と2枚目の間)1箇所)

(3) 残数の確認(担当：計算係 ※13人)

① 枚数計算機を使用して、持参された投票用紙の残数を確認すること。

② 投票用紙等残数報告書(別紙記載例2)の数と合致しているか確認すること。

(4) 物品と書類の受領(担当：記録係・開票係4.5 ※6人)

① 投票録の審査及び残数の確認を済ませるよう誘導すること。

※会場の混み具合等により、先に諸用紙を受け取ることも可。

② 投票所の物品のうち、各地域市民センター返却分を除く物品(かばん等)を預かること。

③ 封筒D・Eの受け取り(審査票・領収書・投票用紙交付整理簿・時間別投票状況調査書・前日準備参加者報告書・選挙人名簿・使用済みの不在者投票封筒(内、外)・使用済み入場券・携帯電話)などの書類等を預かること。

④ その他、氏名掲示などのゴミも回収すること。

(5) 開票所の駐車場係(担当：開票係6.7.8.9.10 ※10人)

① 駐車場は情報交流センター周囲と下の駐車場の上段を使用する。(別紙図面)

② 投票箱や書類を投票所から持参した車については、情報交流センター横の入口から裏側の入口へ誘導する。

③ 玄関入口での駐車場は限られたスペースなので、スペースを有効に活用できるよう誘導する。

④ 投票箱の送致等が完了した車については、情報交流センター北側の出口から外へ誘導すること。

⑤ 開票(選挙)立会人、報道機関については、情報交流センター東側の駐車スペースへ誘導。

※午後9:15終了、開票会場へ

(6) 投票事務主任の誘導、開票(選挙)立会人、選挙管理委員会案内(広報速報・庶務 10人)

① 投票事務主任を誘導するとともに書類の完了を表示する。

② 情報交流センター入口受付にて開票(選挙)立会人を受付後、研修室(2階)へ案内する。

(参集時間午後8時30分予定 ※受付時に立会人の到着時間を確認し記載すること)

④ 開票の流れの説明及び席順等を定める。(庶務担当職員が実施)

5. 開票事務従事者の注意事項

- (1) 開票の事務に従事する者は、選挙管理委員会から事務従事者として任命されていなければならない。
- (2) 開票所へ入るときは投票用紙に色がついたり、汚れるような物品などを所持しないこと。また、開票所に不必要な器具などを絶対に持ちこまないこと。
- (3) 投票が2Bの鉛筆で記載されているため、事務従事者は黒色以外の筆記具を使用すること。
- (4) 午後7時40分には腕章、名札をつけて部署につき、投票所から送致される所要の物品を受け取りや書類の点検や審査などの業務に従事し、開票の開始時刻までに完了しておくこと。
- (5) 投票の分類や点検の際には、私語は慎むこと。
- (6) どのような用件があっても、勝手に部署を離れないこと。離れる場合は主任の許可を得ること。
- (7) 開票中はみだりにポケットなどに手を入れないこと。
- (8) 広報速報係以外の者は、開票の状況等を立会人や参観人に知らせたり、連絡等をするようなことはしないこと。
- (9) 反古紙であっても、決して破ったり捨てたりせず、疑問票として仕分けし処理すること。
- (10) 主任の指示により各係の相互応援をするように務めること。
- (11) 各係の票の引継ぎは、あらかじめ定められて係員が取りに行くことを原則とするが、主任の指示により臨機応変に対応すること。
- (12) 携帯電話の電源をOFFまたはマナーモードにしておくこと。ただし、開票作業中における携帯電話の使用は禁止する。

6. 投票箱等の受領・確認

開票管理者（選挙長）は、投票管理者から送られてきた投票箱等を開票所で受け取り確認する。

7. 投票箱及びかぎの点検（移動係・集計係がカギと封筒を回収）

- ① 投票箱を開く前に、開票管理者（選挙長）は開票（選挙）立会人とともに、投票箱の施錠の状況及びかぎの入っている封筒に異常がないかどうかを点検する。
- ② 開票管理者（選挙長）の開始宣言の前（9時20分頃）に封筒から投票箱のかぎをはずして開けられる状態にしておく。なお、開錠後の投票箱のかぎは同かぎ封筒に入れること
(移動係・集計係がカギと封筒を回収)

8. 開票の宣言（開票管理者（選挙長））

午後9時30分、開票管理者（選挙長）は「開票を行う旨」宣言する。

9. 投票箱を開く

(市議選 95・小選挙区 95・比例代表 95・国民審査 95・期日前(選・比・国・市議各5) 合計 400)

(1) 開票管理者(選挙長)は、開票(選挙)立会人の立会いの上で基本として市議選、小選挙区、比例代表、そして国民審査の順に投票箱を開き、投票用紙を開票台の上に取り出した後、その中が空になったことを開票(選挙)立会人に示す。空の投票箱は所定の置場(レッスン室)へ持っていくこと。

■投票箱運搬担当 次の担当以外の職員

※運搬作業は、混雑を避けるため10人程度を目途に主任からの指示により順次行う。

(投票箱は、①市議選、②小選挙区、③比例代表、④国民審査の順)

■投票箱運搬指示担当 開票係1. 10の事務主任(2人)

※会場が混雑にならないよう10人程度を1単位として、会場入口付近で運搬担当へ指示する。

■空箱確認担当 移動係1(2人)

※空箱であることを、立会人の手前で確認する。

■開票された投票用紙の整理担当 分類係(16人)

※開票台に開ける投票用紙には限りがあるので一部衣装ケースへ入れることとなる。その作業を行う。(小選挙区(分類係1※4人)、比例代表(分類係3※4人)、国民審査(分類係2・国審※8人))

■空箱回収担当 計算係(15人)

※左後方出入口付近で、投票箱の空箱の受取りを行う。回収後はレッスン室へ運ぶ。

(2) 投票箱から出された投票用紙は、投票の秘密を守るため、どの投票所に属するものか分からないように、よく混同してから票の収集を始めること。

(3) 小選挙区・比例代表及び国民審査は開票台が狭いため、衣装ケースに詰め、小選挙区・比例代表は開票台Dに、国民審査は作業台に置くこと。

10. 票の収集(開票係)・・・午後9時50分頃まで全員で行う。

(1) 開票係以外の係員も、開票が始まった時点で、スムーズに開票をすすめるため、できるだけ開票係の応援をすること。

開票台

市議選A・B	小選挙区C	開票予備台D	比例代表E	国民審査(作業台)
■開票係 1. 2・3. 4(28) ■可能な職員	■開票係 5. 6(14) ■可能な職員	■開票係 7(7) ※作業台整理、点字投票用紙搜索、他台開票実施	■開票係 8. 9(14) ■可能な職員	■開票係 10(6) ※作業台整理、点字投票用紙搜索、他台開票実施

○開票以外の係は、状況を見て開票作業を行うこと。
※移動係・庶務係は、票を集め分類係へ渡すこと。
※分類係は、リーダーの指示のもと行動すること。

- (2) 各選挙開票台に他の選挙の投票用紙が混ざっていないか確認し、混ざっている場合は、それぞれの開票台へ戻す。
- (3) 点字投票用紙があれば庶務係を通じて審査係へ渡すこと。
- (4) 仮投票があれば庶務係へ渡すこと。

11. 各係の業務

◎**総括指揮**・・・開票管理者（選挙長）を補佐し、絶えず開票事務全般について留意するとともに、開票事務が停滞することのないよう、各係に適宜適切な指示を行うこと。

◎**開票係**・・・市議選、小選挙区、比例代表及び国民審査の4種類を開披すること。

開披台は6つあり、舞台に向かって右から市議選A・B・小選挙区C・開票予備台D・比例代表E・国民審査(作業台及びD・Eを予定)となる。

- ◆開票係1・2・3・4 ⇒ 市議選 A・B
- ◆開票係5・6 ⇒ 小選挙区C（開票予備台）
- ◆開票係7 ⇒ 小選挙区・比例代表D（開票予備台）
- ◆開票係8・9 ⇒ 比例代表E
- ◆開票係10 ⇒ 国民審査（作業台）

※国民審査は、①衣装ケースへの収納、②点字投票用紙の搜索、③他の開票手伝い
④各開票の作業が終了次第、全員で開披作業実施。

【分類方法】

1. 開披

開票台にて開披する。開披は、市議選、小選挙区及び比例代表を最初に行う。開披にあたっては次の点に注意すること。また、担当以外でもできるだけ多くの者が開票係を応援すること。また、移動係が手薄のときは、支援すること。

- 票の表裏・上下の向きをそろえること。候補者別又は政党別に票を分類する必要は無い。（「自書式投票用紙読取分類機」により候補者別の分類を行うため。）
- 疑問票、無効票および白紙票も「自書式投票用紙読取分類機」により分類が一定可能であるので、分類する必要はない。
- 点字票は、速やかに庶務係を通じて審査係へ渡すこと。

2. 分類不能票の分類

- 分類不能票は審査係にて判断する。
- 「読取分類機」で読取りできなかった票であっても、人の目で判別可能な票があるため、手作業で有効票と無効票に分類する。(審査係担当)

◎移動係

開披と同時に収集用のトレーで票を回収する。

※ 絶えず自分の受け持ちの範囲を回り、票の多少にかかわらず収集する。

- ◆移動係1 ⇒ 市議選 A・B ⇒分類係(市議選)へ
- ◆移動係2 ⇒ 小選挙区C・D(開票予備台) ⇒分類係(小選挙区)へ
- ◆移動係3 ⇒ 比例代表E・D(開票予備台) ⇒分類係(比例代表)へ

◎分類係

【市議選の票の分類】(※第2分類係 うち3人)

まずは、分類機1のところですべての票を「自書式投票用紙読取分類機」流し込む。そして、分類機により候補者別に分類された票(有効票)と分類不能票(例えば、機械では識別できなかった票、疑問票、無効票、白紙票など)を当該分類から取り出し、指定されたトレーに入れる。

【分類機1】市議会議員一般選挙(例)

ストッカー 1	辻 重治	ストッカー 11	山中善治	ストッカー 21	里見 淳	ストッカー 31	田中将之
ストッカー 2	前田篤彦	ストッカー 12	奥野麻美子	ストッカー 22	竹村貞男	ストッカー 32	按分 田中
ストッカー 3	鵜飼 勲	ストッカー 13	森田久生	ストッカー 23	糸目仁樹	ストッカー 33	按分 橋本
ストッカー 4	小西喜代次	ストッカー 14	山中修平	ストッカー 24	竹若茂國	ストッカー 34	按分 山中
ストッカー 5	田中喜克	ストッカー 15	田中新人	ストッカー 25	小河文人	ストッカー 35	白票
ストッカー 6	谷永兼二	ストッカー 16	橋本恒典	ストッカー 26	白坂萬理子	ストッカー 36	分類不能票
ストッカー 7	吉川晃広	ストッカー 17	岡田重美	ストッカー 27	片山 修	ストッカー 37	リジェクト
ストッカー 8	山岡光広	ストッカー 18	土山定信	ストッカー 28	堀 郁子		
ストッカー 9	加藤恵子	ストッカー 19	橋本律子	ストッカー 29	戎脇 浩		
ストッカー 10	奥田宏嗣	ストッカー 20	長谷川康太	ストッカー 30	林田久充		

【小選挙区の票の分類】（※第1分類係、第3分類係 8人）

分類機2～5のところですべての票を「自書式投票用紙読取分類機」流し込む。そして、分類機により候補者別に分類された票（有効票）と分類不能票（例えば、機械では識別できなかった票、疑問票、無効票、白紙票など）を当該分類から取り出し、指定されたトレーに入る。

【分類機2～5の機器】衆議院議員小選挙区選挙（例）

ストッカー1	西澤耕一（西沢こういち）
ストッカー2	小寺裕雄（小寺ひろお）
ストッカー3	徳永久志（とくなが久志）
ストッカー4	白票
ストッカー5	分類不能票
ストッカー6	リジェクト
ストッカー7	
ストッカー8	

【比例代表の票の分類】（※第2分類係 うち3人）

まずは、分類機6のところですべての票を「自書式投票用紙読取分類機」流し込む。そして、分類機により政党別に分類された票（有効票）と分類不能票（例えば、機械では識別できなかった票、疑問票、無効票、白紙票など）を当該分類から取り出し、指定されたトレーに入る。

【分類機6】衆議院議員比例代表選挙（例）

ストッカー1	日本維新の会	ストッカー11	日本共産党
ストッカー2	日本維新の会	ストッカー12	日本共産党
ストッカー3	公明党	ストッカー13	立憲民主党
ストッカー4	公明党	ストッカー14	立憲民主党
ストッカー5	希望の党	ストッカー15	自由民主党
ストッカー6	希望の党	ストッカー16	自由民主党
ストッカー7	社会民主党	ストッカー17	白票
ストッカー8	社会民主党	ストッカー18	分類不能票
ストッカー9	幸福実現党	ストッカー19	リジェクト
ストッカー10	幸福実現党	ストッカー20	

【国民審査の票の分類】（※国審分類係 2人）

別添国民審査用テキストを参照のこと

【分類係の通過後の票の移動】（庶務係・開票係・移動係）

分類機選別後は、票の内容により次の係へ移動。

- 市議選 有効票 ⇒ 点検係
- 有効票（按分対象）⇒ 審査係
- 疑問票・無効票 ⇒ 審査係
- 小選挙区 有効票 ⇒ 点検係
- 疑問票・無効票 ⇒ 審査係
- 比例代表 有効票 ⇒ 点検係
- 疑問票・無効票 ⇒ 審査係

◎点検係（開票 ⇒ 点検）

- (1) 各候補者別（政党別）に分類された有効投票の中に、他の候補者（政党）の票が混入していないか確認する。
- (2) 疑問票または無効票があれば、疑問、無効のカゴへ入れる。一定たまれば審査係へ渡す。
- (3) 有効票は200票（市議選は100票）前後を輪ゴムでくくって計算係へ。
※候補者別・政党別トレーに移し替えること。
- (4) 小選挙区終了後、比例代表の政党票の点検を行う。
- (5) 終了次第、国民審査の点検を行う。

- ◆点検係1・2 ⇒ 市議選
- ◆点検係3 ⇒ 小選挙区
- ◆点検係4 ⇒ 比例代表

※点検係での次の票は、「疑問票」と表示された「透明カゴ」に入れる。

- 疑問票
 - ・誤字や脱字のある投票
 - ・候補者名と政党名が併記してある投票
 - ・どの政党を記載したか判読しがたい投票
- 無効票
 - ・白紙投票（「白紙」と書かれた「透明カゴ」に入れる。）
 - ・2以上の政党名を記載した投票
 - ・政党名の他に他事を記載した投票
 - ・その他明らかに無効と判断される投票
 - ・所定の用紙でないもの

◎審査係（開票 ⇒ 審査）

【市議選】 第1審査係、第4審査係

【小選挙区】 第2審査係、

【比例代表】 第3審査係、第5審査係

【国民審査】 全員（主は第2審査係）

- (1) 回付されてきた票を、有効票（候補者別、政党別）、疑問票、無効票に分類する。
- (2) 完全な有効票は、計算係手前の票に追加する。
- (3) 疑問票は疑問票用の決定せんをつけて、審査係の主任又は副主任が直接持参し、開票（選挙）立会人、開票管理者（選挙長）の判断を仰ぐ。その結果を受けて、有効または無効の決定せんをその上に付けて、集計係へ回付すること。枚数計算については計数機を用いて枚数の確認をすること。なお無効票は最後に回すこと。
- (4) 無効票は、無効の事由別に分類し、それぞれに該当する票せんをつけて、集計係を經由して、審査係の主任、副主任が開票（選挙）立会人、開票管理者（選挙長）へ直接持参し、質問があった場合に対応すること。
- (5) 点字投票は票数を確認し、内容を確認すること。
- (6) 市議選では按分票がある。按分票は最後の無効票が確定後、枚数を確認し、集計係、開票（選挙）立会人、開票管理者（選挙長）、そして記録係へ回すこと。
- (7) 全体の状況を見ながら、市議選と比例代表の審査は協力しあうこと。小選挙区は終了後、国民審査を審査すること。

◎計算係（開票 ⇒ 計算）

- (1) 点検係から回付された候補者ごとの有効投票を計数機により200票（市議選は100票）になるように計算する。（2回計数機にかける。※最初は均等に候補者、政党の有効票をまわすこと）
- (2) 2回の計数の後、候補者別、政党別の有効票を1つにして、100票を超える場合は輪ゴムで縦にとめ、100票以下はクリップで決定せんを付け、印鑑を押して集計係へ回付する

◎集計係（開票 ⇒ 集計）

計算係主任（点検整理係）の点検が終わった投票の決定票に、次の要領で番号をつけて、投票集計表に投票数を記録した票を、開票（選挙）立会人を經由して開票管理者（選挙長）に回付する。

なお、小選挙区担当は終了後、国民審査も行う。

- (1) 有効票…候補者ごとに1から始まる番号
- (2) 疑問票…番号はとらないが票数を確定するため数を把握する。

※疑問票が有効票、無効票に判別された後は、該当票せんに番号を付す。

- (3) 無効投票…事由ごとに1から始まる番号

◎記録係（開票 ⇒ 記録）

- (1) 開票管理者（選挙長）において決定された投票を投票記録表に記入して計算し、投票を整理する。
- (2) 2人1組で選挙区、比例代表、国民審査、市議選の計算を行うこと。なお、小選挙区担当は終了後、国民審査も行う。

◎広報速報（開票 ⇒ 広報速報）

- (1) 開票状況の速報

【市議選】・【小選挙区】

第1回目 22:00 第2回目 22:30

以後20分ごとに中間集計し、県選管へ送信し、開票所内の参観人に開示する。

確定速報については、開票完了後点検のうえ、ただちに県選管へ送信し、開票所内に開示する。

新聞記者等へコピー配布をすること。

【比例代表】・・・開票確定後県選管へ送信。新聞記者等へコピー配布

【国民審査】・・・開票確定後県選管へ送信。新聞記者等へコピー配布

◎庶務係（移動 ⇒ 庶務）

- (1) 開票（選挙）立会人を別室に案内。（氏名の確認と参会時刻を記録しておくこと。）
- (2) 開票（選挙）立会人が揃ったところで、全体の説明及び席次のくじを執行すること。
- (3) 開票（選挙）立会人を席に案内する。開票開始前に投票箱確認を行う。開票開始時は、投票箱が空箱であることを確認願う。
- (4) 開票事務が迅速、かつ適正に執行できるよう各係との連絡調整に当たること。
- (5) 開票録（選挙録）を調製すること。
- (6) 点検が終わった投票は、輪ゴムをはめて、

候補者ごと、政党ごと	}	を、選挙区、比例代表、国民審査、市議選の箱に入れて封をし、
国民審査		
の有効投票 無効投票		

封筒の表面に、それぞれの表示と票数を記入して、開票管理者、開票立会人の全員が封印をする。

平成29年10月22日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
点検済投票
甲賀市開票区

平成29年10月22日執行
衆議院比例代表選出議員選挙
点検済投票
甲賀市開票区

平成29年10月22日執行
最高裁判所裁判官国民審査
点検済投票
甲賀市開票区

平成29年10月22日執行
甲賀市議会議員一般選挙
点検済投票
甲賀市

12. 開票の終了

開票管理者は、開票事務が終了したときは、その旨を告げる。

(参 考)

◆ 有効投票の例は以下のとおり。

- ・鉛筆以外の筆記具で書かれたもの
- ・候補者の氏名の字が誤っているが、誰に投票したか特定できるもの
- ・職業、身分、敬称を併記してあるもの
- ・投票用紙の欄外、裏面に記載したもの
- ・政党等の名称の主要又は特徴的な部分が記載されており、識別可能なもの
- ・政党等の名称の他、代表者の氏名が併記されたもの

◆ 無効事由は以下のとおり。

【市議・小選挙区】

- ・所定の用紙を用いないもの (従来該当例なし)
- ・候補者でないもの又は候補者となることができない者の氏名を記載したもの
(他の選挙の候補者、有名人等の氏名を記載したもの)
- ・候補者届出政党の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体の届出に係る候補者、除名、離党その他の事由により当該の届出がされた候補者または候補者届出政党が一の選挙区において重ねて届け出た候補者の氏名を記載したもの (小選挙区) (従来該当例なし)
- ・2人以上の候補者の氏名を記載したもの
- ・被選挙権のない候補者の氏名を記載したもの (従来該当例なし)
- ・候補者の氏名のほか他事を記載したもの (記号や字句が書き加えられているもの、〇〇さんへ等)
- ・候補者の氏名を自書しないもの (従来該当例なし)
- ・候補者の何人を記載したかを確認し難いもの (記載内容が判読できないもの、複数の候補者の氏名が混同しているもの)
- ・白紙投票
- ・単に雑事を記載したもの (なし、わかりません等)
- ・単に記号、符号を記載したもの (○、×等)

【比例代表】

- ・ 所定の用紙を用いないもの (従来該当例なし)
- ・ 衆議院名簿届出政党等以外の政党その他の政治団体の名称または略称を記載したもの
- ・ 衆議院名簿の届出要件に該当していなかった政党その他の政治団体または一の選挙において衆議院名簿を重ねて届け出ている政党その他の政治団体の名称または略称を記載したもの (従来該当例なし)
- ・ 衆議院名簿搭載者の全員につき、抹消の事由が生じておりまたは除名、離党その他の事由により当該衆議院名簿届出政党等に所属する者でなくなった旨の届出がされている場合の当該衆議院名簿に係る政党その他の政治団体の名称または略称を記載したもの (従来該当例なし)
- ・ 2以上の衆議院名簿届出政党の名称または略称を記載したもの
- ・ 衆議院名簿届出政党の名称また略称のほか他事を記載したもの (記号や字句が書き加えられているもの、〇〇さんへ等)
- ・ 衆議院名簿届出政党の名称また略称を自書しないもの (従来該当例なし)
- ・ 衆議院名簿届出政党のいずれを記載したかを確認し難いもの
- ・ 白紙投票
- ・ 単に雑事を記載したもの (なし、わかりません等)
- ・ 単に記号、符号を記載したもの (○、×等)

【国民審査】

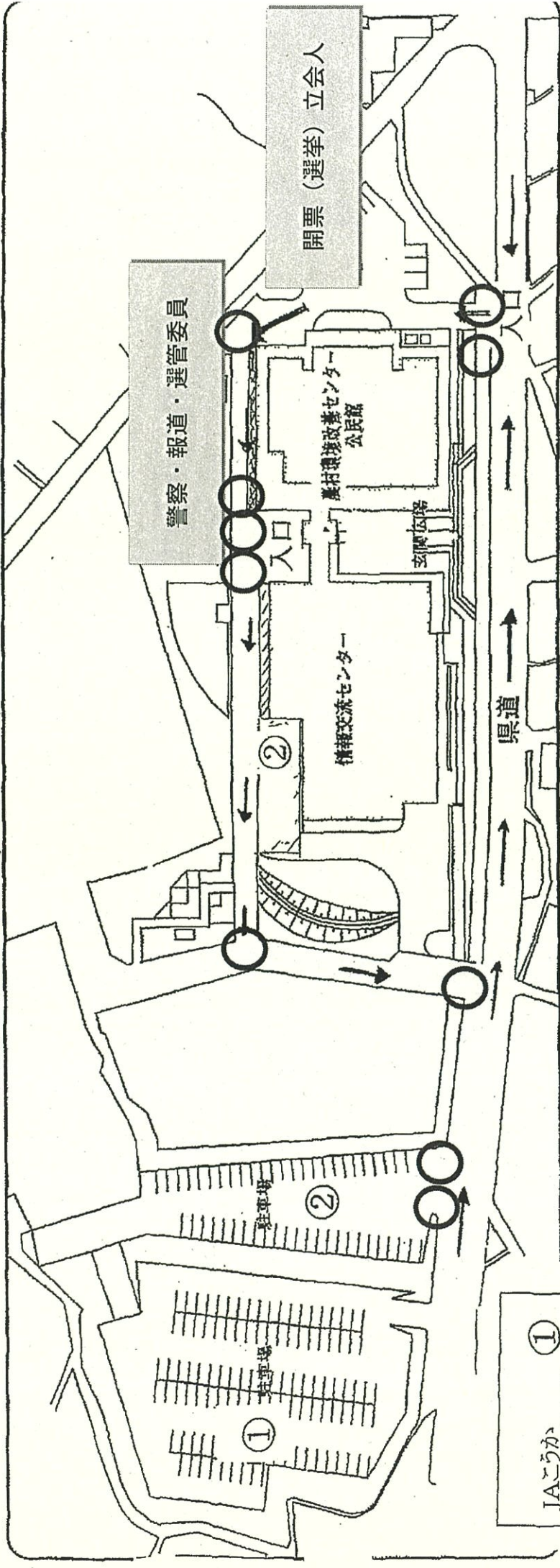
- ・ 成規の用紙を用いないもの (従来該当例なし)
- ・ ×の記号以外の事項を記載した投票
- ・ 単に雑事、記号、符号を記載したもの
- ・ ×の記号を自ら記載したものでない投票
- ・ どの裁判官に対して×の記号を記載したかを確認し難い投票

係名	人数	事務主任	事務主任	職名	職名
総務部	1	総務部	総務部	人権推進課	人権推進課
第1開票係	6	健康福祉部	みなくち子どもの森	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2開票係	6	生涯学習部	すこやか支援課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第4開票係	6	生涯学習部	みなくち子どもの森	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第5開票係	6	生涯学習部	あまのこ支援課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第6開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第7開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第8開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第9開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第10開票係	6	生涯学習部	水口子育て支援センター	まちづくり推進課	まちづくり推進課
移動係1	2	生涯学習部	人権推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
移動係2	2	生涯学習部	政策推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
移動係3	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第1分組係	4	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2分組係	6	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3分組係	4	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第4分組係	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第1点検係	8	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2点検係	8	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3点検係	8	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第4点検係	8	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第1審査係	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2審査係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3審査係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第4審査係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第5審査係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第1計算係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2計算係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3計算係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第4計算係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第5計算係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
集計係	6	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
記録係	6	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第1庶務係	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第2庶務係	3	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
第3庶務係	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
本庁管理	2	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
公民館管理	1	生涯学習部	まちづくり推進課	まちづくり推進課	まちづくり推進課
計	172				



- ①開票事務従事者用駐車場
- ②投票箱送致者用駐車場

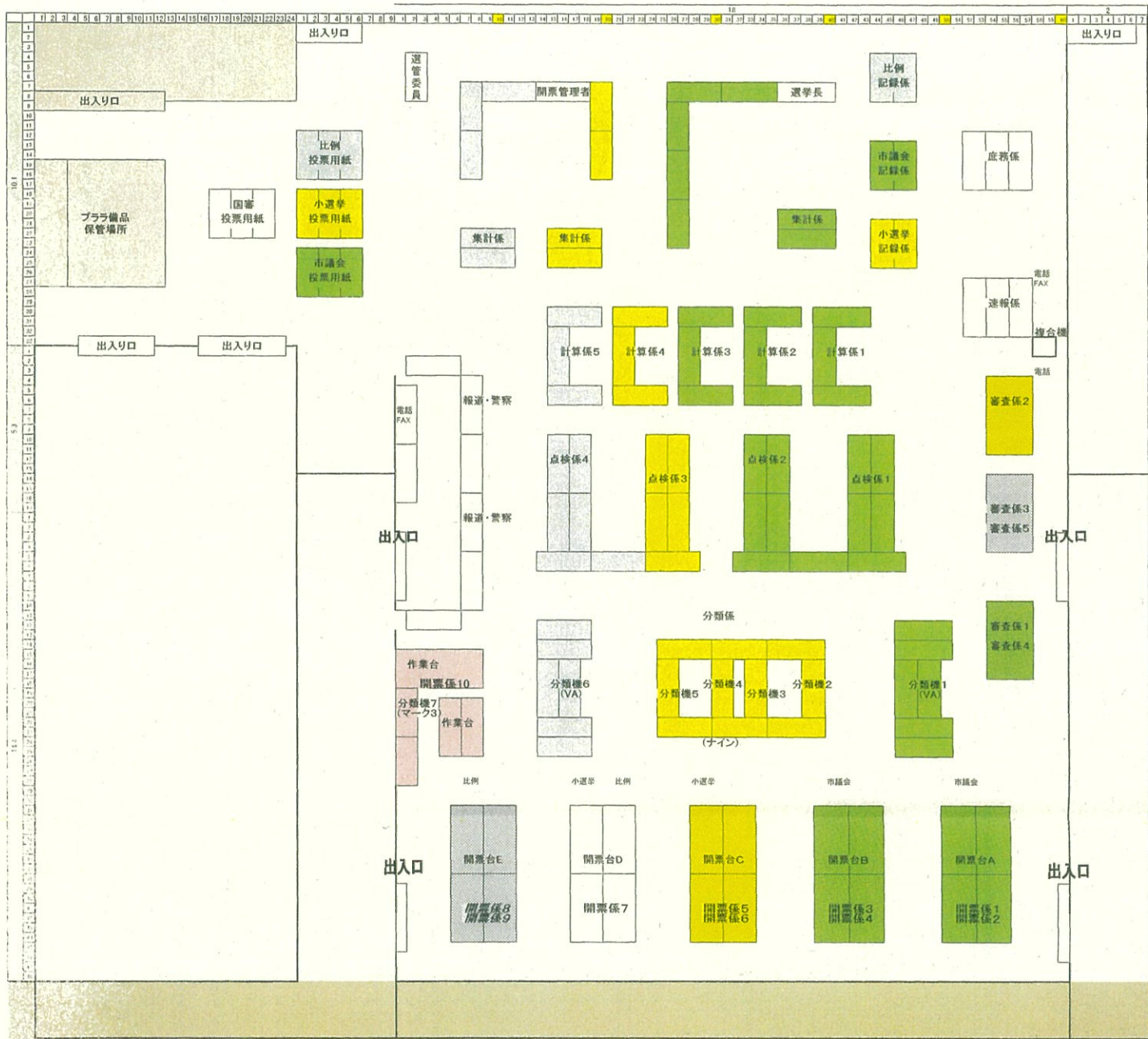
○ 駐車場係
10人



JAこうか
甲南支所
駐車場

※甲南支所駐車場・砂利のところに駐めてください。

甲南情報交流センター 配置図



衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査投票録確認表

第 投票区 投票録確認表 (担当)

事項	確認項目	参照資料	確認欄			
			小選挙区	比例	国審	市議
0 割印、捨印、署名等	管理者、立会人2人、計3人の割印が投票録(甲)(乙)の間に押されているか。					
	管理者、立会人2人、計3人の捨印が投票録(甲)(乙)に押されているか。					
	調製年月日が平成29年10月22日と記入されているか。		省略	省略	省略	省略
	投票管理者の署名がされているか。	別紙	省略	省略	省略	省略
	投票立会人の署名(2人分)がされているか。	"	省略	省略	省略	省略
投票録(甲)						
1 投票所開設場所	投票所の住所が正しく記入されているか。	別紙	省略	省略	省略	省略
	投票所の名称が正しく記入されているか。	"	省略	省略	省略	省略
3 投票立会人	立会人は2名記入されているか。	別紙	省略	省略	省略	省略
	党派が記入されているか。	"	省略	省略	省略	省略
	氏名が正しく記入されているか。	"	省略	省略	省略	省略
	選任年月日 衆議院は、平成29年10月9日 市議選は、平成29年10月15日		省略	省略	省略	省略
	立会時間 午前7時00分～午後8時00分 ※第31.32.79.80.91.92.93(午後7時00分)		省略	省略	省略	省略
	参会時刻は、投票開始時刻前(午前7時より前)で記入されているか。		省略	省略	省略	省略
4 投票所開閉時刻	投票所開閉時刻は、午前7時00分開始 午後8時00分閉鎖と記入されているか。		省略	省略	省略	省略
5 投票箱、投票録および選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	送致する立会人の党派、氏名が正しく記入されているか。(3投票立会人に記載された者のうち1名)		省略	省略	省略	省略
6 投票の状況	選挙人名簿登録者数が投票状況速報用紙の選挙人名簿登録者数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙				
	選挙当日有権者数が投票状況速報用紙の当日有権者数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙				
	投票者数が投票状況速報用紙の投票総数と合っているか(男・女・計)。	投票状況速報用紙				
	不在者投票者総数が不在者投票者数一覧表の数と合っているか(男・女・計)。	残数報告書				
	投票所における投票者総数と不在者投票者総数の和が投票者数と合っているか(男・女・計)。	残数報告書				
(4) 点字により投票をした者	残数報告書に記載されている人数と合っているか。	残数報告書				
(5) 代理投票	代理投票の別紙(3枚目)に不在者投票分と当日投票所分の代理投票者が記入されているか。					
	代理投票者数が代理投票調書(投票録3枚目)(不在者投票分と当日投票所分)の人数と合っているか。	不在者投票に関する調書				
投票録(乙)						
(6) 第49条の投票(不在者投票)	投票総数が調書の数と一致し、受理と決定したものの、不受理と決定したものの票数は、6投票状況の不在者投票者数の計と一致しているか。※第28投票所以外は「0」である。					
	受理と決定したものと不受理と決定したものの和が投票総数と合っているか。					
7 投票者事務従事者	総数が合っているか。		省略	省略	省略	省略
	書記・職員・その他の者の和が総数と一致するか。		省略	省略	省略	省略

平成29年10月22日

衆議院小選挙区選出議員選挙投票録

第 7 4 投票所

執 行

○山

乙山

丙野

○山

乙山

丙野

1 投票所開設場所	滋賀県甲賀市信楽町長野 1 2 0 3 番地		信楽地域市民センター					
2 投票所の変更	年 月 日	場 所	事 由	告示年月日				
3 投票立会人	党 派	氏 名	選任年月日	立会時刻	参集時間	辞職の時刻及び理由		
(1) 市区町村の選挙管理委員会が選任した者	無所属	乙山 二郎	平成29年10月10日	午前7時00分～午後8時00分	6時25分			
	無所属	丙野 三江	平成29年10月10日	午前7時00分～午後8時00分	6時27分			
(2) 投票管理者の選任した者				(参会時間)	午 時 分			
				(参会時間)	午 時 分			
4 投票所開閉時刻	午前 7時00分 開始		午後 8時00分 閉鎖					
5 投票箱、投票録及び選挙人名簿を選挙長に送致すべき投票立会人	党派	無所属	氏名	乙山 二郎				
6 投票の状況	選挙人名簿登録数	選挙当日有権者	投票者	投票所における投票者		不在者投票者		
				総 数	仮投票による投票者	総 数	不受理の決定を受けた者の数	拒否の決定を受けた者の数
	(男) ① 405	④ 403	⑦ 292	292	0	0	0	0
	(女) ② 477	⑤ 474	⑧ 321	321	0	0	0	0
(計) ③ 882	⑥ 877	⑨ 613	I 613	II 0		0	0	
(1) 投票用紙再交付者	(氏名)	(再交付の事由)						
(2) 決定書又は判決書により投票した者	(氏名)	投票状況速報用紙から確認すること						
	(氏名)							
(4) 点字により投票した者						0 人		
(5) 代理投票	選 挙 人		補 助 者					
	別 紙 の と お り							
	代理投票者数					2 人		

投票管理者・立会人一覧から確認し、次ページの署名もあわせて確認

投票用紙等残数報告書から確認すること

代理投票調書を確認すること

○山 乙山 丙野

注意 28投票所以外は0票です。

(6) 投票所閉鎖の時刻までに投票管理者の受けた公職選挙法第49条の投票	投票総数 5 票 内		受理と決定された者	0	票
			不受理と決定された者	0	票
	不受理又は拒否の決定を受けた者				
	不受理の決定を受けた者		(氏名)		
代理投票の拒否の決定を受けた者		(氏名)			
(7) 投票拒否の決定した者		選挙人の氏名	拒否の事由	仮投票の有無	
	法第50条の投票の拒否				
	法第48条の代理投票の拒否				
7 投票所事務従事者	総数 5 人 内	1 市区町村選挙管理委員会書記		0	人
		2 市町村の職員		5	人
		3 その他の者		0	人

平成29年10月22日 調製

投票管理者 ○山 □男

我々は、この選挙録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人 乙山 二郎

投票立会人 丙野 三江

投票管理者・立会人一覧表を確認

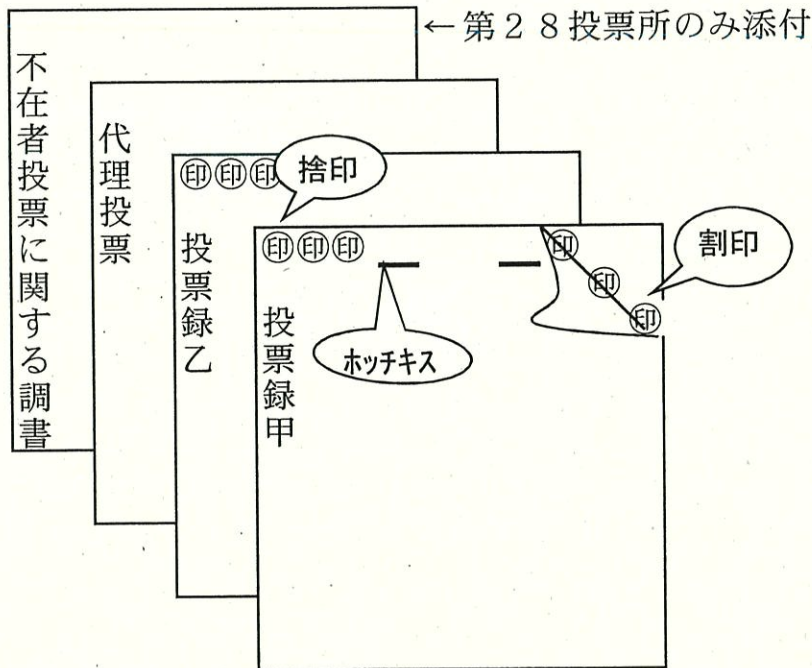
投票管理者・立会人一覧表と前ページの記載内容を確認

代理投票

(5) 代理投票	選挙人	補助者	
	〇〇 △△	〇△ □〇	〇〇 〇〇
	□□ 〇〇	〇△ □〇	〇〇 〇〇

投票録のとじ方

- (1) 投票録 甲
- (2) 投票録 乙
- (3) 代理投票
(代理投票があればつける。)



※捨印は1枚目、2枚目（管理者、立会人の印）
 ※割印は1枚目、2枚目の間（管理者、立会人の印）

投票状況速報用紙

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・甲賀市議会議員一般選挙

第 74 投票所	小選挙区			比例代表			国民審査			甲賀市議			
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
選挙人名簿登録者数	405	477	882	405	477	882	405	477	882	400 ^①	472 ^②	872 ^③	
当日の有権者数	403	474	877	403	474	877	403	474	877	393 ^④	464 ^⑤	857 ^⑥	
8時現在投票者	30	15	45	/			/			30	15	45	
9時現在投票者	システム報告時間	62	38	100	/			/			62	38	100
10時現在投票者	システム報告時間	135	115	250	/			/			134	114	248
11時現在投票者	システム報告時間	153	137	290	/			/			152	136	288
12時現在投票者		171	169	340	/			/			169	167	336
13時現在投票者		186	184	370	/			/			184	182	366
14時現在投票者	システム報告時間	208	212	420	/			/			205	210	415
15時現在投票者		215	225	440	/			/			212	222	434
16時現在投票者	システム報告時間	225	235	460	/			/			224	234	458
17時現在投票者		234	246	480	/			/			234	246	480
18時現在投票者	システム報告時間	243	257	500	/			/			239	253	492
19時現在投票者		261	299	560	/			/			256	294	550
19時30分現在投票者	システム報告時間	283	313	596	/			/			278	308	586
投票総数(確定数)	システム報告時間	292	321	613	292	321	613	292	321	613	282 ^⑦	311 ^⑧	593 ^⑨
小選挙区のうち、18歳・19歳 (平成8年10月18日～平成10年10月17日)		1	2	3									

①10月22日午前6時40分から速報本部から一斉に電話連絡しますので、投票状況速報用紙及び選挙人名簿抄本を持って電話口にてお待ち願います。

②速報は、毎時間ごとです。システム報告時間以外の時間も、ご記入をお願いします。

③以下の時刻は携帯電話のシステムから報告してください。
9時、10時、11時、14時、16時、18時、19時30分、20時
確定時は、比例代表、国民審査の分もお願いします。
19時までの投票所は、19時30分、20時の報告は不要です。

④18歳・19歳の投票者数は、当日投票者数を記入してください。

⑤投票総数(確定数)の報告は、投票用紙の残数を確認してからお願いします。
第28投票区は、不在者投票を算入し投票用紙の残数を確認してからお願いします。

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査・甲賀市議会議員一般選挙

第74 投票区投票用紙等残数報告書

投票管理者 ○ 山 □ 男 印

【小選挙区】

種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残数 (汚損を含む)
投 票 用 紙	850	613	237
点 字 投 票 用 紙	5	0	5
不 在 者 投 票			
在 外 投 票			
計	855	投票総数に合致 613	242

【比例代表】

種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残数 (汚損を含む)
投 票 用 紙	850	613	237
点 字 投 票 用 紙	5	0	5
不 在 者 投 票			
在 外 投 票			
計	855	投票総数に合致 613	242

【最高裁判所裁判官国民審査】

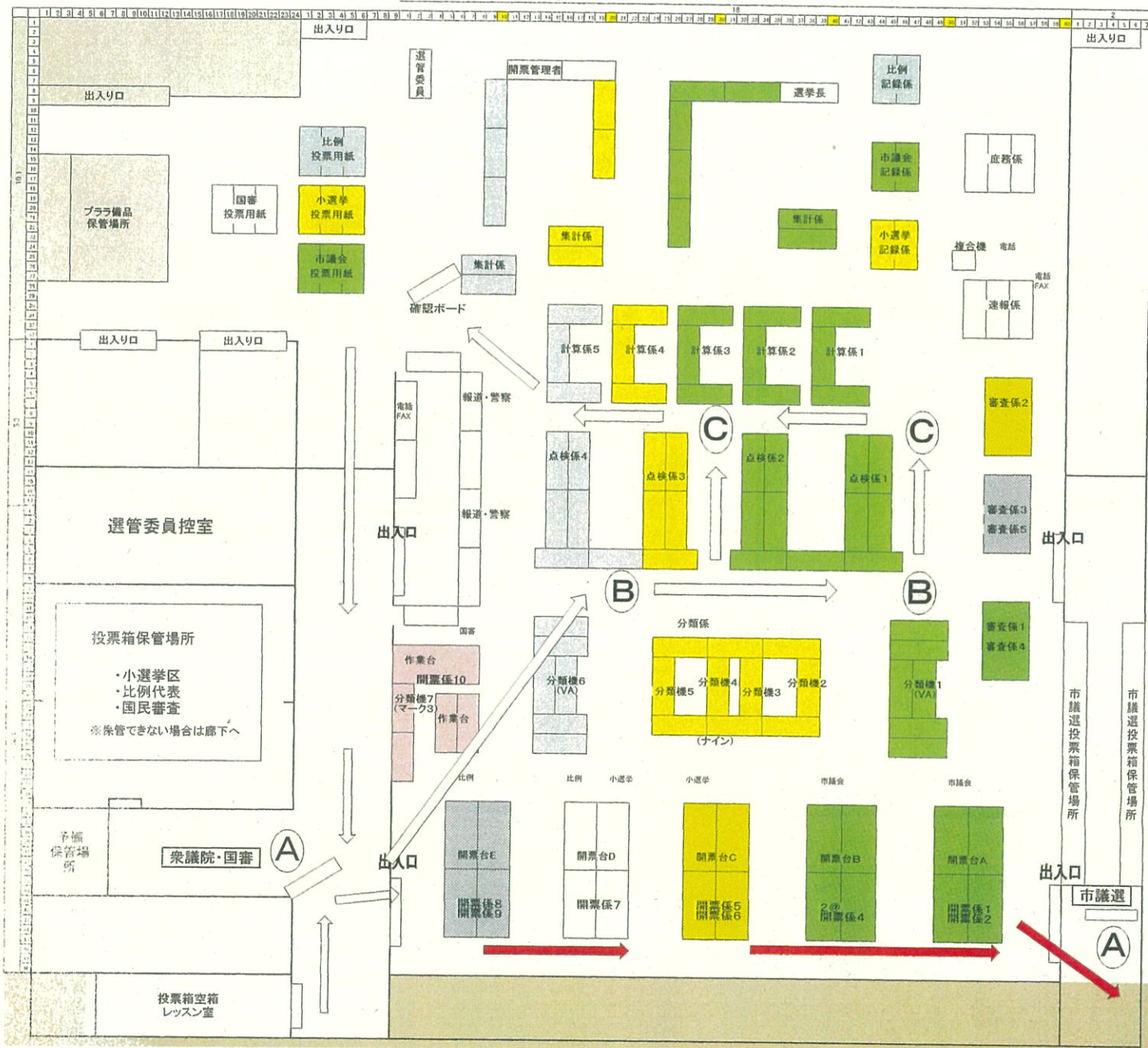
種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残数 (汚損を含む)
投 票 用 紙	850	613	237
点 字 投 票 用 紙	5	0	5
不 在 者 投 票			
在 外 投 票			
計	855	投票総数に合致 613	242

【甲賀市議会議員一般選挙】

種 別	受 領 枚 数	使 用 枚 数	残数 (汚損を含む)
投 票 用 紙	850	593	257
点 字 投 票 用 紙	5	0	5
不 在 者 投 票			
計	855	投票総数に合致 593	262

注 この報告書および投票用紙の残数を所定の封筒に入れて下さい。
残数には、汚損を含んで下さい。

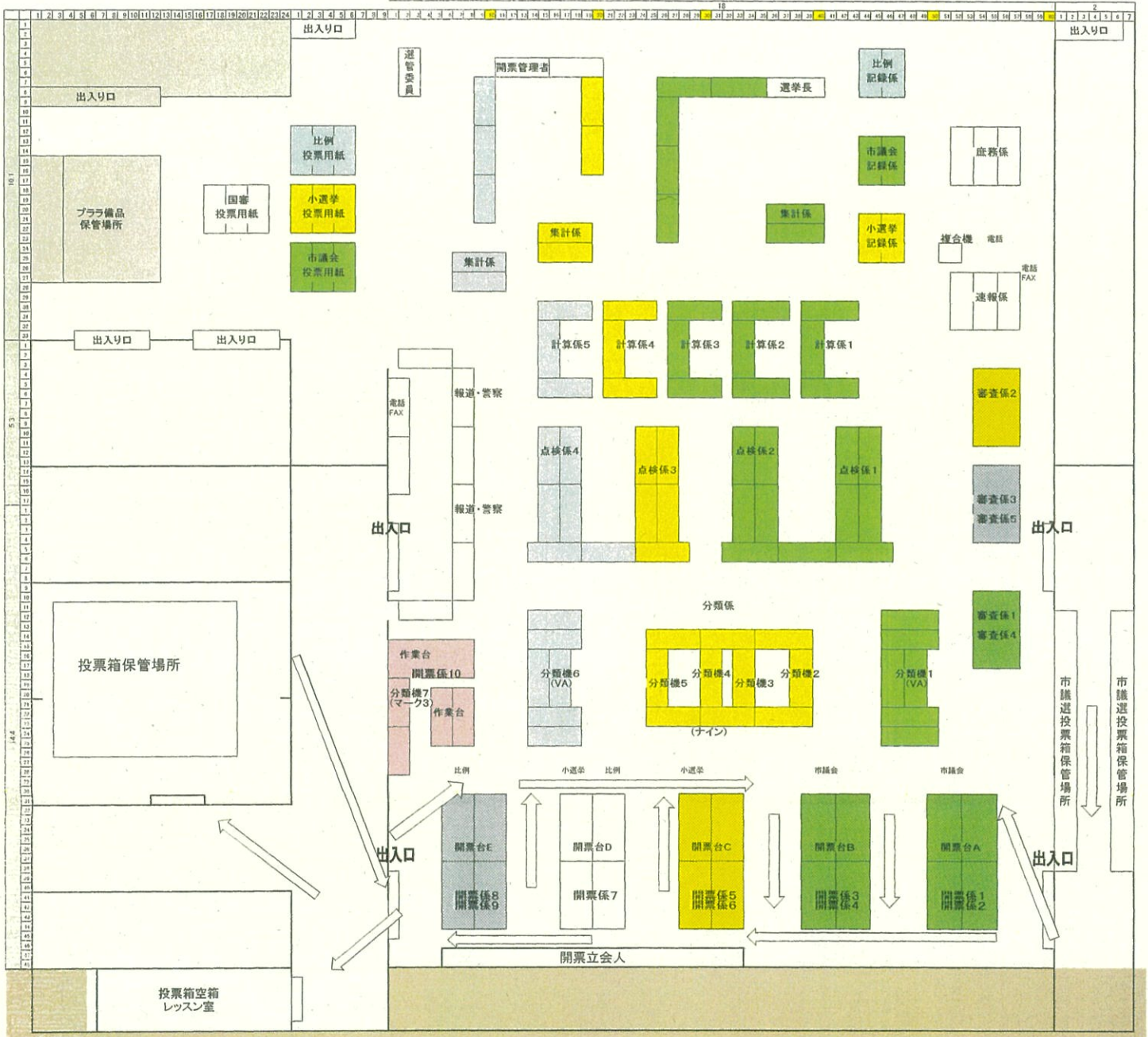
注 残数確認後、投票状況の確定速報をして下さい。



- (A)** 投票箱受渡し (投票箱・鍵封筒)
 ※ (入口側) 小選挙区・比例代表・国民審査
 ※ (出口側) 市議選
- (B)** 投票録の確認 (投票録4投票分・残数報告書)
 ※ 第28投票所は在外選挙投票録あり
 ※ 投票状況速報用紙
- (C)** 投票用紙残数確認 (投票用紙・残数報告書)
 ※ 点字投票用紙

- (D) (E)** ホワイエでの物品受領
- ・ 審査表
 - ・ 経費領収書
 - ・ 投票用紙交付整理簿
 - ・ 前日準備参加者報告書
 - ・ 選挙人名簿抄本
 - ・ 使用済入場券
 - ・ 使用済み不在者投票 (内・外)
 - ・ 携帯電話
 - ・ かばん
 - ・ 氏名掲示など
- ※ 地域市民センターへの返却以外の物品

甲南情報交流センター 配置図



按分早見票

届出順	氏名	通称氏名	氏	ふりがな	名	ふりがな	その他
1	糸目 仁樹	糸目 まさき	糸目	いとめ	仁樹	まさき	
2	鶴飼 勲	うかい いさお	鶴飼	うかい	勲	いさお	
3	戎脇 浩	えびすわき 浩	戎脇	えびすわき	浩	ひろし	
4	岡田 重美	岡田 しげみ	岡田	おかだ	重美	しげみ	
5	小河 文人	おがわ 文人	小河	おがわ	文人	ふみと	
6	奥田 宏嗣	おくだ こうじ	奥田	おくだ	宏嗣	こうじ	
7	奥野 麻美子	奥野 まみこ	奥野	おくの	麻美子	まみこ	
8	片山 修	片山 おさむ	片山	かたやま	修	おさむ	
9	加藤 恵子	加藤 恵子	加藤	かとう	恵子	けいこ	
10	小西 喜代次	小西 きよつぐ	小西	こにし	喜代次	きよつぐ	
11	里見 淳	里見 あつし	里見	さとみ	淳	あつし	
12	白坂 萬里子	しらさか 萬里子	白坂	しらさか	萬里子	まりこ	
13	竹村 貞男	竹村 さだお	竹村	たけむら	貞男	さだお	
14	竹若 茂國	竹若 しげくに	竹若	たけわか	茂國	しげくに	
15	田中 新人	田中 新人	田中	たなか	新人	あらと	
16	田中 将之	田中 まさゆき	田中	たなか	将之	まさゆき	
17	田中 喜克	田中 よしかつ	田中	たなか	喜克	よしかつ	
18	谷永 兼二	谷永 けんじ	谷永	たになが	兼二	けんじ	
19	辻 重治	辻 重治	辻	つじ	重治	しげじ	
20	土山 定信	土山 さだのぶ	土山	つちやま	定信	さだのぶ	
21	橋本 恒典	橋本 ひさのり	橋本	はしもと	恒典	ひさのり	
22	橋本 律子	橋本 りつ子	橋本	はしもと	律子	りつこ	
23	長谷川 康太	はせがわ こうた	長谷川	はせがわ	康太	こうた	
24	林田 久充	林田 ひさみつ	林田	はやしだ	久充	ひさみつ	
25	堀 郁子	ほり 郁子	堀	ほり	郁子	いくこ	
26	前田 篤彦	前田 篤彦	前田	まえだ	篤彦	あつひこ	
27	森田 久生	森田 ひさお	森田	もりた	久生	ひさお	
28	山岡 光広	山岡 光広	山岡	やまおか	光広	みつひろ	
29	山中 善治	山中 よしはる	山中	やまなか	善治	よしはる	
30	山中 修平	山中 修平	山中	やまなか	修平	しゅうへい	
31	吉川 晃広	吉川 あきひろ	吉川	よしかわ	晃広	あきひろ	

衆議院名簿届出政党等名称等揭示

選挙管理委員会

(ふりがな)
衆議院名簿届出政党等の名称

(ふりがな)
略称

にっぽんいしんかい
日本維新の会

いしん
維新

こうめいとう
公明党

こうめい
公明

きぼうのとう
希望の党

きぼう
希望

しゃかいみんしゅとう
社会民主党

しゃみんとう
社民党

こうふくじっげんとう
幸福実現党

こうふく
幸福

にほんきょうざんとう
日本共産党

きょうざんとう
共産党

りっけんみんしゅとう
立憲民主党

みんしゅとう
民主党

じゆうみんしゅとう
自由民主党

じみんとう
自民党

甲賀市議会議員一般選挙候補者

甲賀市選挙管理委員会

党派名	氏名	党派名	氏名
無所属	辻 重治	日本共産党	岡田 しげみ
無所属	前田 篤彦	無所属	土山 さだのぶ
無所属	うかい いさお	無所属	橋本 りつ子
日本共産党	小西 きよつぐ	無所属	はせがわ こうた
無所属	田中 よしかつ	無所属	里見 あつし
無所属	谷永 けんじ	無所属	竹村 さだお
無所属	吉川 あきひろ	自由民主党	糸目 まさき
日本共産党	山岡 光広	無所属	竹若 しげくに
日本共産党	加藤 恵子	無所属	おがわ 文人
無所属	おくだ こうじ	公明党	しらさか 萬里子
無所属	山中 よしはる	無所属	片山 おさむ
無所属	奥野 まみこ	公明党	ほり 郁子
無所属	森田 ひさお	無所属	えびすわき 浩
無所属	山中 修平	無所属	林田 ひさみつ
無所属	田中 新入	公明党	田中 まさゆき
無所属	橋本 ひさのり		

衆議院小選挙区選出議員候補者

候補者届出政党の名称
(ふりがな)

氏名
(ふりがな)

日本共産党
にほんきょうさんとう

西沢こういち
にしざわ

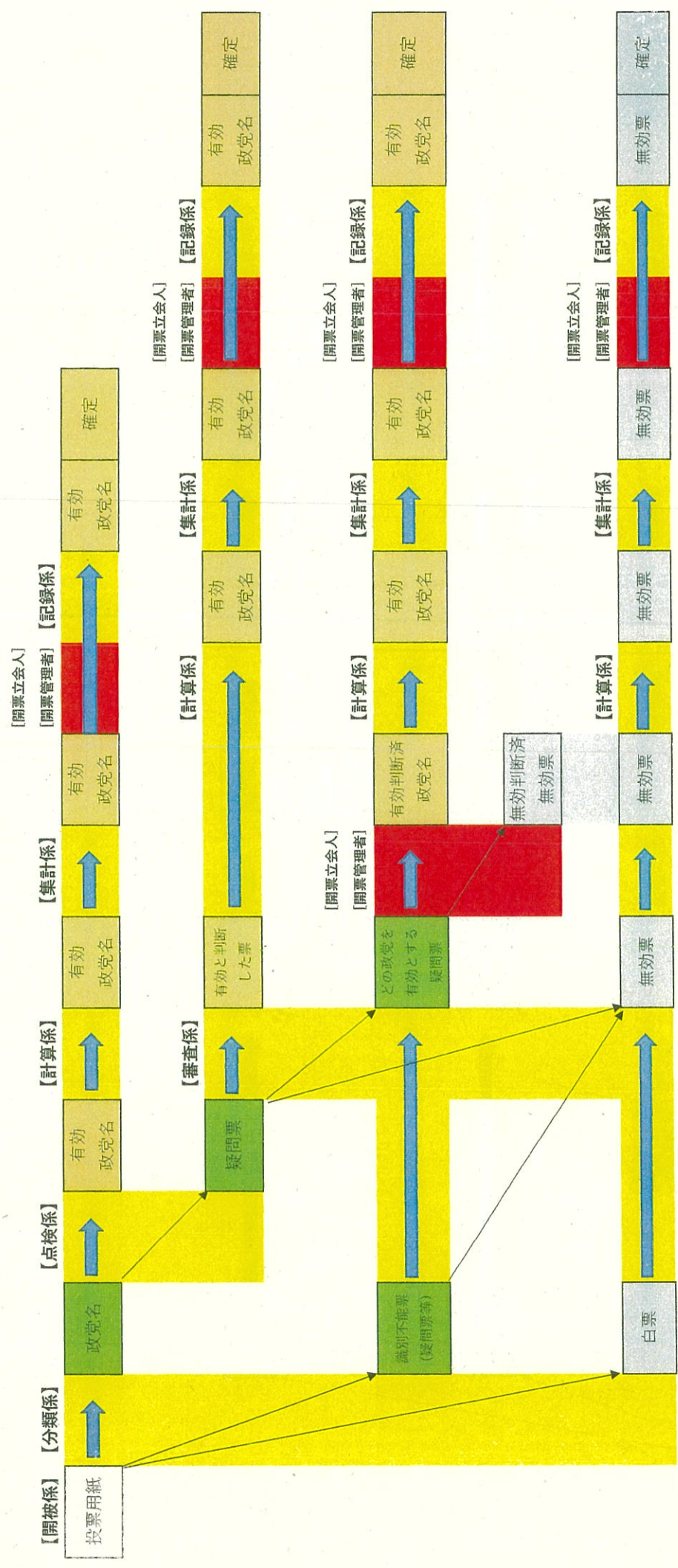
自由民主党
じゆうみんしゅとう

小寺ひろお
こてら

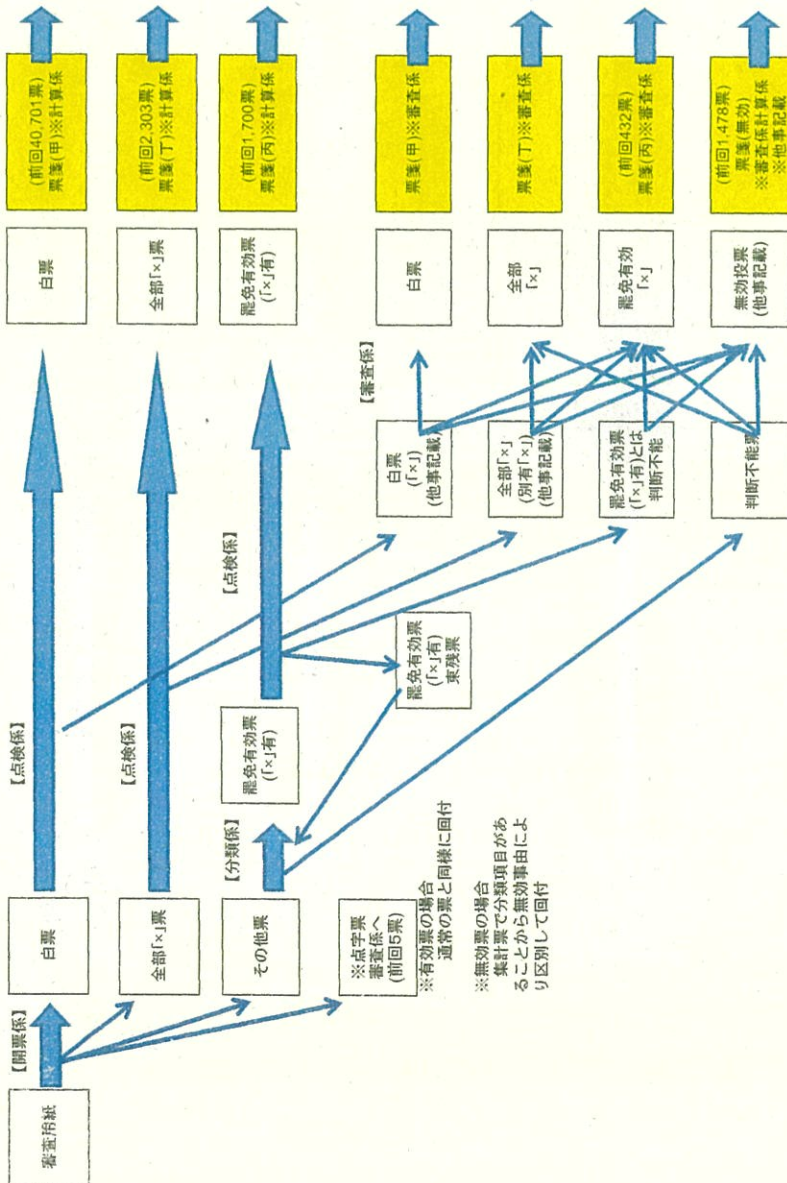
希望の党
きぼうのとう

とくなが久志
ひさし

票の流れと作業確認 (比例代表)

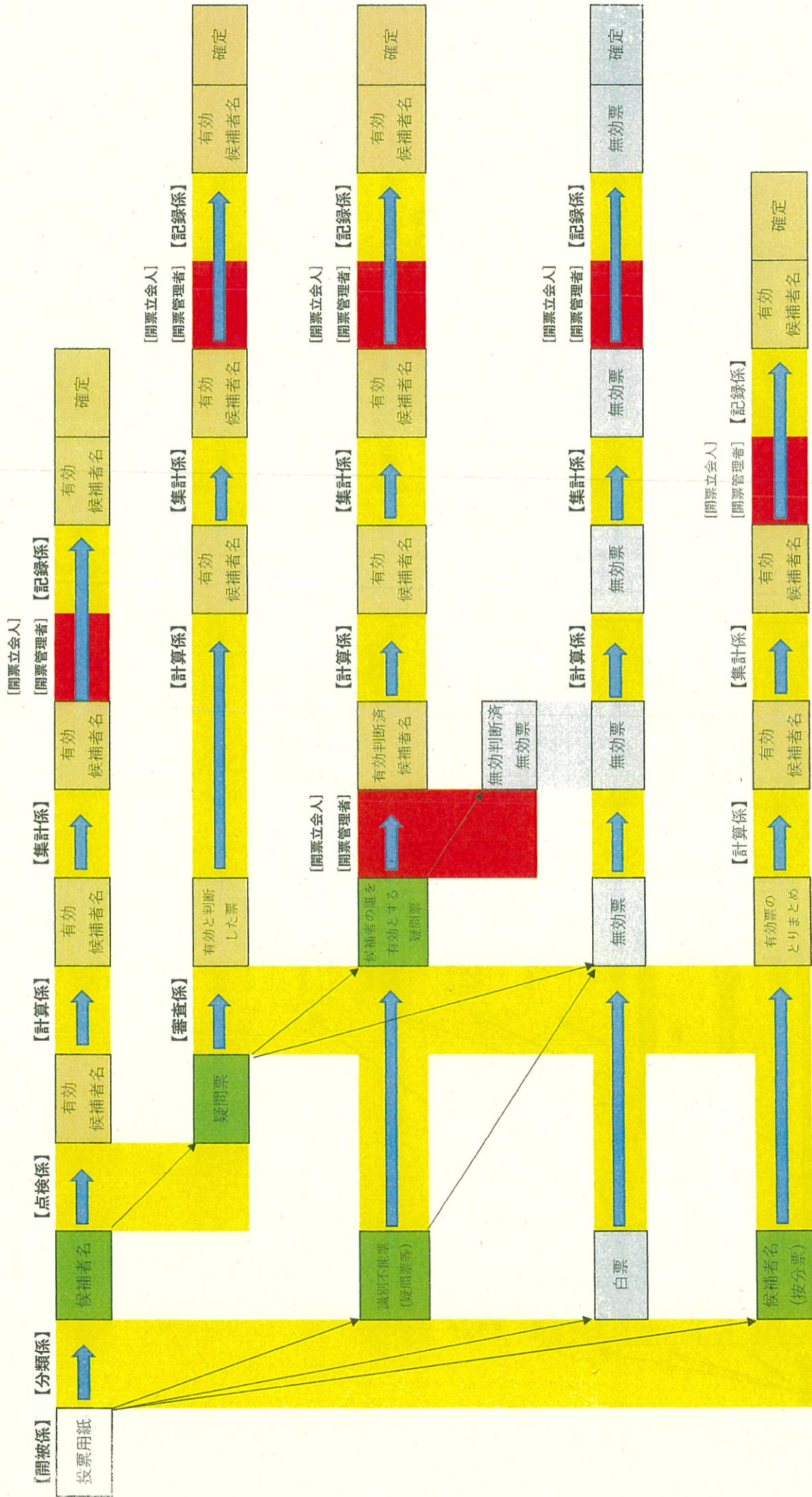


票の流れと作業確認(国民審査)



- 【開票係】**
 - ① 表裏、上下を揃える。
 - ② 「白票」全部×「その他」に分類
- 【点検係】**
 - ① 白票…表裏の他事記載等の有無
 - ② 「全部×」…「×」と判断できるか、表裏の他事記載の有無
 - ③ 「罷免有効票」…「×」と判断できるか、表裏の他事記載の有無
 - ※疑問票は、その票を審査係へ、残票は分類係へ渡すこと
- 【分類係】**
 - ① 機械操作により分類
 - ② 点検係から戻された票の再読み取りの実施
- 【審査係】**
 - ① 票の有効・無効を判断(投票の効力熟読・審査係共通判断の確認)
 - ▼有効票の場合
 - ② 「1人×」2人×「3人×」「4人×」「5人×」に分類
 - ③ 20票単位程度で集計
 - ④ 票数記入
 - ⑤ 記載内容により立会人・管理者へ判断理由の説明
 - ▼無効票の場合
 - ② 「全部×」…「×」と判断できるか、表裏の他事記載の有無
 - ③ 票数記入
 - ④ 記載内容により立会人・管理者へ判断理由の説明
- 【計算係】**
 - ① 「白票」(票数(甲))…最大200票単位
 - ② 「全部×」(票数(丁))…最大200票単位
 - ③ 「有効票」(票数(丙))…最大100票単位
 - ④ 「無効票」(票数(無効))…最大200票単位
- 【集計係】**
 - ① 票番号の記入
 - ② データ入力
- 【記録係】**
 - ① 押印の確認(管理者・立会人・集計係)
 - ② データ入力

票の流れと作業確認 (市議選)



疑問票の対応について

どの候補者（政党）の有効投票と認めるのことの可否を問う

①疑問票を審査する。

【審査係】

○印の（ ）に候補者（政党）を記入

②審査した疑問票を立会人に可否の意見を求める。

【審査係】

候補者（政党）別に立会人に説明し、可否を問う
最終、開票管理者（選挙長）の可否を問う

③可と決定した場合

【審査係】

審査係は、その疑問票の決定票を計算係へ回付する。

【計算係】

有効票せんを付して票数を記入、主任の押印後、集計係へ回付する。

【集計係】

対象となる候補者（政党）の欄に票せん番号と票数を入力し、立会人へ回付する。

【記録係】

立会人、開票管理者の押印を確認し、計算票に票箋番号、票数を入力する。

④否と決定した場合

【審査係】

否となった事由を決定し、無効投票決定票を付して計算係へ回付する。

【計算係】

その決定票に票数を記入、主任の押印後、集計係へ回付する。

【集計係】

対象となる無効投票事由の欄に票せん番号と票数を入力し、立会人へ回付する。

【記録係】

立会人、開票管理者の押印を確認し、計算票に票箋番号、票数を入力する。

